

# BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

## EXPERT VIEW: 中国の税制改正が中国子会社経営に及ぼす影響

本稿では、2008年から内外資に統一的に適用されている企業所得税法（以下「新企業所得税法」）で規定される認定ハイテク企業への優遇税制及び来年度の導入が議論されている固定資産に係る仕入増値税の控除の全面解禁、が中国子会社経営に与える影響を考察する。

### 1. ハイテク企業への税率優遇

新企業所得税法におけるハイテク企業への優遇税制にはいくつかあるものの、以下は認定ハイテク企業に与えられる、企業所得税率が通常の25%から10%減額されて15%となる税率優遇について議論する。詳細は、2008年4月及び7月に中国科学技術部、財政部、国家税務総局が共同で公布した《ハイテク企業認定管理弁法》（以下「認定弁法」）及び《ハイテク企業認定管理作業手引》（以下「作業手引」）に規定されており、ハイテク認定条件そのものは本稿の議論の主題ではないので以下にポイントのみ紹介すると、（1）主要製品・サービスの中核技術の申請法人自身による登録・所有があるか或いは5年以上の排他的利用権の付与を受けていること、（2）研究開発費用の年間総額が年間売上高の6%から3%の逆累進率で算出される一定額以上であり且つ研究開発費用総額に占める国内研究開発費用の割合が60%以上であること、（3）ハイテク製品の年間売上高が全売上高に占める割合が60%以上であること、（4）高学歴職員の全従業員に占める割合が定められた基準に達していること、を充足する必要がある。

当該ハイテク企業への税率優遇は内外資を問わないため、従来ハイテク企業の認定を受けていた或いは新たに申請する外資系企業も認可を受けることができる可能性は等しくあるが、ハイテク企業の認定対象が、従来の「製造される製品そのもの」から、「製造技術」或いは「研究開発体制」に視点が移動していることに注意しなければならない。これらは移転価格税制でいえば、製造技術という『無形資産』及び研究開発という『機能』が中国子会社に存在していることを主張することに等しい。中国に研究開発センターを有して現地での自主開発を進める企業、中国市場を対象として製造販売する製造子会社など、中国で超過利益を生み出す構造にある中国子会社には適切な優遇税制であるが、仕入販売を本社に依存して受託製造に従事する中国製造子会社においては、保有する（とみなされる）無形資産と機能に応じた利益の源泉があるか否かを考慮して申請すべきであろう。例えば、営業利益率が5%であるハイテク税制優遇を受けていない受託製造子会社（税率25%）の売上高10,000元あたりの企業所得税額は125元（ $10,000 \times 5\% \times 25\%$ ）であるが、当該会社が無形資産（技術）と機能（研究開発）を有することからハイテク企業認定を受け、それに伴い営業利益率が10%に上昇することとなれば、売上高10,000元あたりの企業所得税額は150元（ $10,000 \times 10\% \times 15\%$ ）と絶対額では前者を上回る。分岐点は8.33%であり、利益率が3.33%以上増加することとなれば、中国で納付する企業所得税は絶対額としては増加する。

無形資産或いは機能を保有することが必ずしも利益に直結することにはならないが、3年程度の期間経過後に相応のリターンは期待される中国子会社であると税務当局に見られることを念頭に置いた経営、特に移転價格的観点からの利益水準の検討が求められることに注意すべきであろう。

### 2. 中国の税制改正～固定資産に係る仕入増値税の控除

これまで特定地域及び特定業種で試験的に導入されてきた固定資産に係る仕入増値税の売上増値税からの控除の来年度からの全面的な実施が現実味を増してきた。結論からいえば同改正は、外資系企業が中国経済のマクロコントロール下に置かれることを示唆している。

固定資産の仕入税額控除の実施は、中国の財政収入に与える影響度合を勘案してのこととなろうが、法人税収入を中心とする直接税の税収が自然増の傾向にある現在が実施のタイミングとして望ましいものであることは確かであろう。但し、将来的な税収不足の状況が予測された場合において、増値税収入の落ち込みを防止すべく増値税の輸出税還付率の政策的引き下げの可能性は否めず、また他の税目、特に個人所得税の課税強化への波及も考えられる。中国製品の輸出コストの上昇及び中国子会社の管理コスト(派遣駐在員の負担税額)の増加は視野に入れておいた方がよい。

また、固定資産の仕入税額控除が可能となることにより、外商投資企業にとっては、合弁企業法及び外資企業法で規定されている投資総額枠内での輸入関税及び輸入段階で仕入増値税が免除されるという制度自体の意義が薄れることになる。中国では日本の会社法に相当する「公司法」が施行されており、外資系企業に対する特例法として「合弁企業法」や「外資企業法」が存在しているが、固定資産の仕入税額控除は投資総額枠内での免税優遇の意義を失わせ、これにより当該法制の存在意義も問われることになる。当該法制のもうひとつの意義である、投資総額の許認可制に基づく外資プロジェクトの規模の管理、及び資本金と借入金のバランスの管理に対しては、前者は内外資不差別の産業政策による管理、後者は過小資本税制による税制面からのコントロールと銀行貸出の総量規制及び国際親子ローンに対する外債登記を通じた窓口規制でも対応可能であろう。

斯様に固定資産に係る仕入税額控除は、外資系企業に対するマクロコントロールが有効に機能するという政策当局の確信の上で実施され、それ故に実施となれば外資系企業がより一層中国経済に組み込まれることが想定される。

また一方で、外資系企業に対する特例法の廃止となれば、外資系企業も公司法に基づく法人の設立と運営を行うことになるが、中国子会社の組織体制見直しの一環として、有限会社から株式会社に移行する外資系企業の増大が予想される。資本参加を伴うビジネスパートナーとの関係構築、持分の流動化など、組織再編に関する動きが活発化するであろう。

更に、中国子会社の管理体制の見直しとして、現在は投資者代表としての意思決定機関であり会社運営の執行役代表の合議機関でもある「董事会」は、「公司法」に基づく株式会社として、取締役会、株主総会、監事会(監事役)の各機関が設置され、機能分化が進むであろう。

総じて、中国税制の改正はそれのみに止まらず、外資が外資として特例的に存続することを許さなくなる。複雑な経営環境に対処できるよう中国子会社管理も高度化し、中国人幹部の早期育成、登用が進捗するものと推測される。

NERA エコノミックコンサルティング  
中国総代表 鈴木康伸(公認会計士)

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆**人民銀行アンケート 企業・個人ともに景況感が悪化**: 人民銀行(中央銀行)が22日に公表した、第3四半期の企業アンケートによると、今季のマクロ経済、来季のマクロ経済予想、工業生産成長予想等の景況感を示す指数がともに下落し、景況感の悪化が明らかになった。輸出受注景気も低迷し、とりわけ国内受注は調査対象の27業種中21業種で第二四半期比下落するなど、大幅な落ち込みが目立った。同時に公表された全国都市部預金者アンケートでも、今後の所得増加期待は低く、投資意欲や住宅購入意欲が第二四半期比で下落した。但し、CPI上昇率の鈍化により、物価上昇懸念はある程度払拭された。

### 【貿易・投資】

◆**「公共インフラプロジェクト企業所得税優遇目録(2008年)」公布**: 財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会は9月8日付で「公共インフラプロジェクト企業所得税優遇目録(2008年版)」を公布した。税制優遇の対象は、港湾、空港、鉄道、道路、都市公共交通、電力、水利の7分野で、これらの投資・経営から獲得した収入の帰属する初年度から起算して、1-3年は所得税免除、4-6年は半減となる。

◆**「中国輸出禁止、制限技術目録」修正版公布**: 商務部、科学技術部は9月16日付で、「中国輸出禁止、輸出制限技術目録」修正版を公布した。11月1日実施。目録は2002年施行の「輸出禁止輸出制限技術管理弁法」の付属文書にあたるもので、今回の改訂では新技術を追加する等、目録の一部見直しを行った他、管理方法改善のため国際的な産業分類基準に基づく分類に変更している。具体的には、農業、化学原料、医薬製造、機械機器製造等34業界150項目(禁止技術33項目、制限技術117項目)が対象となっている。

### 【金融・為替】

◆**中国政府 株価支援策を相次ぎ発表**: 中国政府は、米リーマンブラザーズの経営破綻により信用不安が高まる中、①財政部、国家税務総局が株式被譲渡者に対する取引印紙税の廃止を発表(18日)、②国有資産監督管理委員会が中央企業(同委員会直属の国有企業)株式の買い増し、買い戻し奨励を表明(18日)、③中央匯金会社が工商、中国、建設銀行株をそれぞれ200万株買い増し(23日)、④上海・深圳証券取引所が上場企業の大株主による決算報告等定期公告前の持ち株買い増し禁止期間の30日から10日への短縮を発表(24日)等株価支援策を相次いで発表した。株式市場を安定させ、投資家の信頼を取り戻す狙いと見られている。

## 人民元の動き

| 日付         | Open   | Range         | Close  | 前日比     | JPY Close | 前日比     | HKD Close | 前日比     | EUR Close | 前日比     | 金利 (1wk) | 上海A株 指数 | 前日比    |
|------------|--------|---------------|--------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|----------|---------|--------|
| 2008.09.22 | 6.8300 | 6.8230~6.8365 | 6.8300 | -0.0050 | 6.4240    | 0.0586  | 0.8787    | 0.0003  | 9.9560    | 0.2488  | 3.5000   | 2348.57 | 169.46 |
| 2008.09.23 | 6.8100 | 6.8099~6.8242 | 6.8135 | -0.0165 | 6.4420    | 0.0180  | 0.8775    | -0.0011 | 10.0181   | 0.0621  | 3.4200   | 2312.20 | -36.37 |
| 2008.09.24 | 6.8170 | 6.8170~6.8265 | 6.8237 | 0.0102  | 6.4340    | -0.0080 | 0.8790    | 0.0015  | 10.0177   | -0.0004 | 3.1500   | 2328.15 | 15.95  |
| 2008.09.25 | 6.8230 | 6.8161~6.8265 | 6.8170 | -0.0067 | 6.4418    | 0.0078  | 0.8773    | -0.0017 | 10.0310   | 0.0133  | 3.5700   | 2412.91 | 84.76  |
| 2008.09.26 | 6.8192 | 6.8175~6.8523 | 6.8485 | 0.0315  | 6.4934    | 0.0516  | 0.8804    | 0.0031  | 9.9870    | -0.0440 | 3.4200   | 2408.88 | -4.03  |

## RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は前週末比小幅高となる6.8300でオープン。23日に中銀公表基準値が6.8009に設定され、中銀基準値、市場取引値ともに為替制度変更後の高値を示現したが、その後は週を通じて実需筋の月末資金需要によるドル買いもあり、翌週の大型連休を控え26日には午後取引において6.8300を下回り下落、2005年7月以来では初となる日中の値幅制限(中銀公表値の±0.5%)の下限までわずか1ポイントに迫る6.8523まで急落した。但し同安値付近では中銀による流動性供給が行われた模様であり、結局6.8485まで小反発して越週となっている。尚、今週末の急落もあり、9月の人民元の対米ドル相場は8月に続き2ヶ月連続で前月末比下落して越月することになった。2005年7月の為替制度変更後、緩やかな人民元高を誘導してきた中銀はこれまでその上昇速度を調整するかのように市場期待値よりもやや人民元安で中銀公表値を設定することが多かったが、ここ数ヶ月は寧ろ市場での人民元安進行といった観測を牽制するかのように市場実勢よりもやや人民元高に中銀公表値を設置する動きが多く見受けられる。当方では今後とも緩やかな人民元高容認スタンスに著変はないとみているが、米国発の世界景気後退懸念が燃える中、中国国内景気への影響が懸念される状況にあることも事実であり、特に中堅中小の輸出産業に対する配慮から人民元の対米ドルでの上昇速度は一段と緩やかになる可能性が高いといえるだろう。尚、中国は来週建国記念日(国慶節)のため来週一週間休場。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

週報では前週のニュースをお届けしている為、国慶節明けの来週号は休刊とさせていただきます。ご了承ください。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。